

まん延防止等重点措置 延長

6月20日（日）まで

実施区域：三重県全域

重点措置実施区域：

桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市

県民の皆様へ

特措法に基づく要請

引き続き要請

- 20時以降、飲食店にみだりに出入りすることは避けて
- 大人数や長時間におよぶ飲食は避けて
- 日中も含め、外出や移動を避けて
※生活の維持に必要な場合を除く
- 県境を越える移動は避けて
※生活の維持に必要な場合を除く

県外の皆様への協力依頼

- 三重県への移動を避けて

※生活の維持に必要な場合を除く

事業者の皆様へ

特措法に基づく要請

引き続き要請

- 飲食店における**営業時間の短縮（20時迄）**
- 重点措置区域内**の飲食店では**酒類の提供を行わない**
- 飲食店及びカラオケボックス等のカラオケ店において
カラオケ設備の利用の停止
- 床面積1000㎡超の運動施設、遊興施設、物品販売業者等
における**営業時間の短縮（20時迄）** ※映画館は21時迄

新たな要請

○結婚式場において ※ホテルや旅館で式を行う場所も同様

営業時間の短縮（20時迄）、カラオケ設備の利用の停止

【重点措置区域内】酒類の提供を行わないこと